

三監告示第 1 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

平成 31 年 1 月 29 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成 29・30 年度における会計課、議会事務局、農業委員会事務局、消防本部及び消防署所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況
- 2 監査の期間 平成 30 年 11 月 16 日から平成 31 年 1 月 29 日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
森 山 昭

### 4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 29・30 年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

### 5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。
- (2) 現金出納事務において、出納簿の記載誤り・未記入、収納現金の長期保管及び領収証書等を適切につづっていない事例があった。
- (3) 契約事務において、契約書に対価の支払時期を記載していない事例があった。
- (4) 文書事務において、起案文書に決裁日の記入がない事例があった。